

令和7年度 うるま市営住宅入居者追加募集

空家待ち募集のしおり

平安座団地（3LDK）・東山団地（3DK）
のみ対象です。

※単身での申込みはできません。

申込受付期間	令和7年8月1日（金）～8月22日（金） 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日除く）
抽選日	令和7年9月1日（月）午後2時 応募者多数の場合、抽選になります。
抽選会場	うるま市役所 西棟（旧庁舎）2階 中会議室 ※施設保全課近く

追加募集は郵送での書類提出となっております。

よくお読みください

- 空き家待ち募集とは、これから発生する空き家に対する入居希望者を募集し、抽選で待ち順位を決めて、空き家発生後に入居の案内をすることです。
- 今回実施する空き家待ち入居者の募集は令和8年3月31日までの期間に空家が発生した場合を対象としております。
- 市営住宅の申込資格については、収入基準をはじめいろいろな制限があります。
お申込みをされる場合は、この「しおり」を最後までよく読んでお申込みください。
- お申込み、お問い合わせ及び提出先

うるま市営住宅指定管理者

株式会社レキオス 公営住宅課

〒904-0203

嘉手納町嘉手納56-1

電話098-943-0309

よくお読みください

◆市営住宅空家待ち入居者募集について

空家待ち募集は、うるま市営住宅を対象にこれから発生する空家を見込んで募集を行うものです。

応募者の中から抽選で空家待ち順位を決め、空家が発生した際に順位に従って入居することになります。

抽選会で当選されても、空家待ちの有効期限内にご希望の部屋に空きが発生しない場合は、入居できませんのであらかじめご了承ください。

入居案内の際には、必要書類を提出いただき、資格審査後に入居可能となります。審査時点で入居資格を満たしていない場合には入居できませんのでご了承ください。

※当選は入居を確約するものではありません。

今回の応募に対する当選の有効期限は
令和7年9月1日～令和8年3月31日までです。

【募集から入居までの流れ】

R7.8.1～8.22

<申込期間>

R7.9.1

<抽選会>

R7.9.1～R8.3.31

<空家が発生した場合、入居案内>



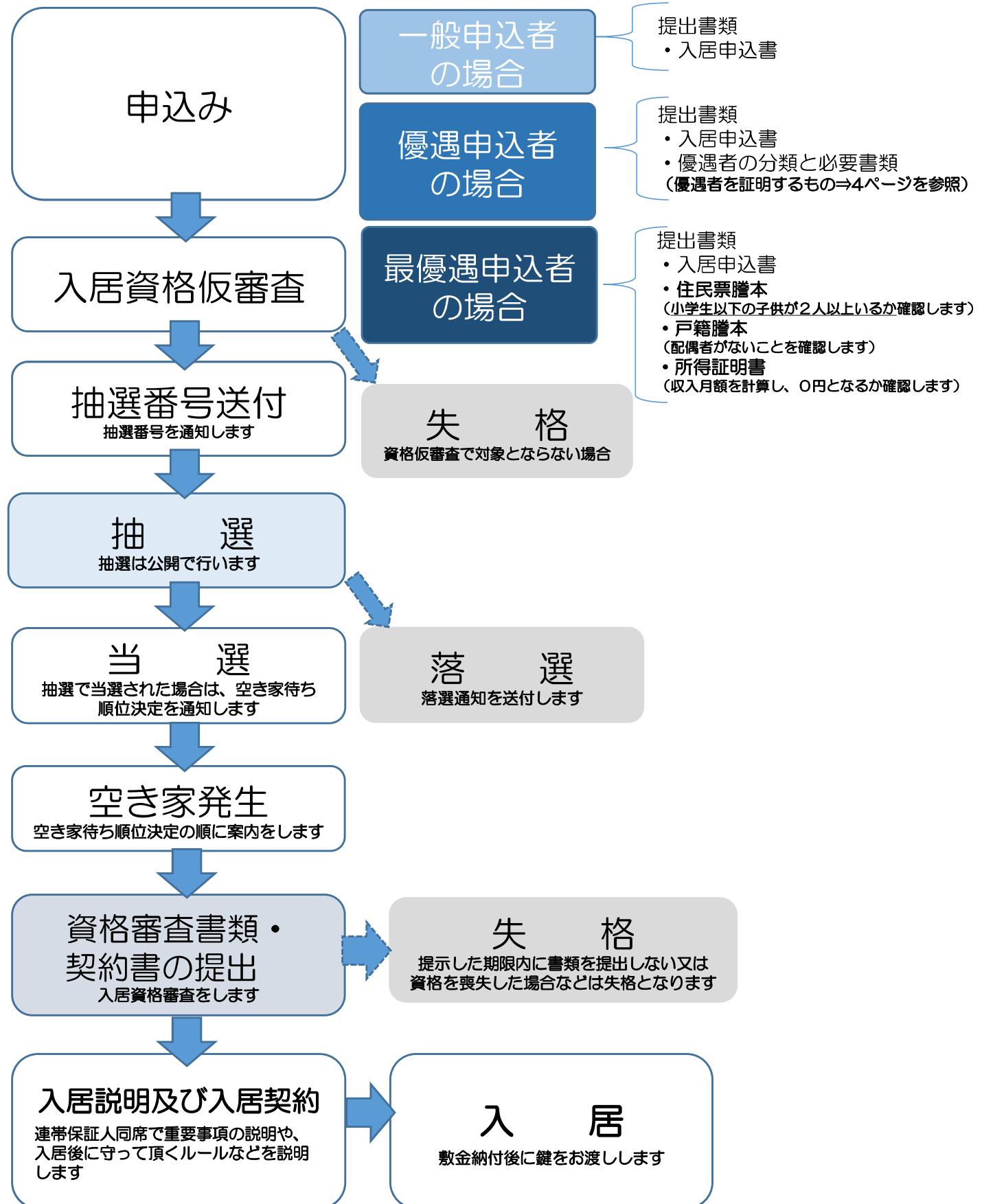
目 次

・申込みから入居までの流れ	・・・・・・・・・・・・	1
・申込み資格	・・・・・・・・	2
・優遇申込者・最優遇申込者とは	・・・・・・・・	3
・優遇申込者の分類	・・・・・・・・	4
・最優遇申込者について	・・・・・・・・	5
・最優遇申込者の「収入月額が0円」について	・・・・	6・7
・申込み案内	・・・・・・・・	8
・抽選会及び選考	・・・・・・・・	9
・申込み及び入居時の注意	・・・・	10~12
・月収額の計算方法	・・・・	13~19
・空家待ち募集団地一覧表	・・・・・・・・	20
・市営住宅の案内図	・・・・・・・・	21
・応募方法について	・・・・・・・・	22
・申込書のマイナンバー利用について	・・・・	23・24
・市営住宅入居申込書の記入例	・・・・	25・26

添 付

市営住宅入居申込書

申込みから入居までの流れ



申込み資格

申込みができる条件は、下記の1から10までを満たす方となります。

1	現に同居している親族がいること。（婚姻予約者を含む） 単身入居（別居を除く）（注意①） の場合は、対象物件に限り申込可能です。
2	月収額が次の基準内であること。 【原則】 (イ)一般世帯 158,000円以下（計算後の所得月収額） (ロ)裁量階層世帯（注意②） 214,000円以下（計算後の所得月収額） 【改良住宅（安慶名団地・石川中央団地）】 (イ)一般世帯 114,000円以下（計算後の所得月収額） (ロ)裁量階層世帯（注意②） 139,000円以下（計算後の所得月収額）
3	現に生活に困窮している世帯
4	原則として入居予定者全員が持ち家を有していないこと。
5	申込み時からうるま市に住民票があり、引き続きうるま市に住所を有する者であること。
6	市税、健康保険税等及びうるま市への滞納がないこと。
7	本人及び同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
8	入居契約に必要な連帯保証人を立てることが出来ること。（立てることができない場合は相談可。）
9	敷金及び、家賃等の支払いができるものであること。
10	団地の他の住人と協力し、団地の運営に協力できること。

注意① 単身入居（別居を除く）について ※~~单身入居以外の物件の募集となります。~~

- ◆対象物件：19ページの募集団地一覧表で単身に○印されている団地
- ◆資格：60歳以上の高齢者、障がい者、DV被害者、生活保護受給者、ハンセン病療養所入所者等（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが出来ず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）

注意② 裁量階層世帯（高齢者・障がい者・未就学）とは

- | | |
|---|--|
| ◆全員が年齢60歳以上の世帯 | ◆入居者又は同居者に戦傷病者のいる世帯 |
| ◆入居者が年齢60歳以上の者で
同居者が18歳未満の者の世帯 | ◆入居者又は同居者に原爆被害者のいる世帯 |
| ◆入居者又は同居者に
・身体障がい者（1～4級）
・精神障がい者（1～2級）
・知的障がい者（A1～B1）
がいる世帯 | ◆入居者又は同居者に海外引揚者のいる世帯
◆ハンセン病療養所入所者等
◆小学校就学前の子供がいる世帯 |

優遇申込者・最優遇申込者とは

- 「優遇申込者」、「最優遇申込者」に該当するかどうかは下記表をご確認ください。
- 「優遇申込者」とは、下記表①～⑧いずれかに当てはまる方です。
抽選時に「抽選番号を2個付与」されますので当選確率が上がります。①～⑧の内容について次ページをご確認ください。
- 「最優遇申込者」とは、ひとり親の子育て世帯です。詳しくは5ページをご確認ください。

①母子・父子等の世帯ですか

いいえ

はい

小学生以下の子供が2名以上いる世帯ですか
(必ず5ページを参照ください)

はい

いいえ

**最優遇
申込者**

5ページ 参照

②世帯内に障がい者はいますか

いいえ

はい

③生活保護を受けていますか

いいえ

はい

④「高齢者世帯」に該当しますか

いいえ

はい

⑤「公共立退」に該当しますか

いいえ

はい

⑥「引揚者」に該当しますか

いいえ

はい

⑦ハンセン病療養所入所者等に該当しますか

いいえ

はい

⑧「多子世帯」に該当しますか

いいえ

はい

優遇申込者

●お申込みの際は、この募集のしおりの一一番後ろにある市営住宅入居申込書及びハガキに添付して次ページの該当する必要書類(証明書)も添付してください。

一般申込者になります

優遇申込者の分類

※下記で規定のある年齢の基準日は令和7年4月1日です。

分類	必要書類	摘要
①母子・父子世帯とは (20歳未満の子を扶養している者の世帯) ア. 配偶者と死別、又は離婚し、再婚していない者 イ. DV(ドメスティックバイオレンス)被害者	ア. 戸籍謄本 (配偶者がないことを確認します) イ. 裁判所発行の「保護命令」又は女性相談所発行の「一時保護」のいずれも5年以内の証明書	ア. 世帯に20歳以上の子、又は親や兄弟等がいること対象になります イ. 「相談」の証明書は不可
②障がい者とは ア. 身体障がい者(1~4級) イ. 精神障がい者(1~2級) ウ. 重度又は中度の知的障がい者(A1~B1級) エ. 戦傷病者(手帳保持者)	障がい者手帳の写し (氏名、等級の確認がとれるように)	左記ア~エ以外は一般申込者扱いになります
③生活保護世帯とは 生活保護を受けている世帯	生活保護受給証明書	うるま市役所の <u>保護課</u> から取得します
④高齢者世帯とは ア. 申込者全員が60歳以上の世帯 イ. 60歳以上の者とその配偶者の世帯 ウ. 60歳以上の者と18歳未満の児童のみの世帯	住民票謄本 (60歳以上、18歳未満であることを確認します)	うるま市役所の <u>市民課</u> から取得します
⑤公共立退きとは 地区画整理事業、土地収用事業等の公共工事に伴い、住宅を立退きする者の世帯	公共立退証明書 (ただし、申込み後にアパート等に移転した場合は失格となります)	
⑥引揚者とは 海外引揚者で、引揚から5年を経過していない者の世帯	海外引揚証明書 (引揚から5年を超えていないか確認します)	沖縄県援護課から取得します
⑦ハンセン病療養所入所者とは 「らい予防法の廃止に関する法律」より「らい予防法」の廃止(平成8年3月31日)までの間に、国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者であって、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行の日(平成13年6月22日)において生存しているもの	国立ハンセン病療養所等の長の証明書 (入所者等であったか確認します)	
⑧多子世帯とは 現に同居している世帯で18歳未満の子が3人以上いる世帯	住民票謄本(子供が3人以上で全て18歳未満であるか確認します)	うるま市役所の <u>市民課</u> から取得します

最優遇申込者について

最優遇申込者とは、市の政策上、子供の貧困問題への対策として平成29年度より新たに採用した選定方法です。

子育て世帯、とりわけひとり親で未成年の幼児、児童が複数いる世帯に對し、市営住宅に優先入居させることで生活を安定させ、健全な子供の育成に資することを目的としています。

申込できる対象者の条件 ※下記①から④すべてに該当する世帯

- ①ひとり親世帯（母子・父子世帯（4ページ））であり、2名以上の小学生以下の子供がいる世帯
- ②申し込みの時点で所得証明書を提出できる方で、控除後の収入月額（月収額）が0円となる世帯 ※6～7ページを参照し月収額を算出ください
- ③生活保護受給者ではないこと（生活保護は住宅扶助があるため）
- ④従来の申込み資格（2ページ）を有すること

提出書類

申込書及びハガキ①②のほか下記の書類を提出してください

- ・所得証明書
- ・戸籍謄本（ひとり親を示す、子供を示す）
- ・住民票（子供の年齢を示す）

抽選方法

抽選会で、最優遇申込者の資格者のみを対象とした抽選を行います。最多で1組を抽選し、空家待ち順位1位を決定しますが、同じ団地からの最優遇当選者は1組のみとなります。

希望団地で既に最優遇申込者が決まった場合は、2位とはならず、通常の抽選（優遇申込者）となります。同じく、抽選にもれた方は通常の抽選（優遇申込者）となります。

なお、最優遇申込者に決定した1組についても通常の抽選（優遇申込者）を行います。
(※下記注意事項)

抽選会（9月1日）

最優遇者抽選会

最優遇申込者のみを抽選し
空家待ち順位1位とする
(最多で1組)

通常の抽選会

※入居時に最優遇資格を喪失している場合、通常抽選の結果で案内します。そのため最優遇当選者も優遇申込者として通常抽選を行い、予備順位を決めます。

一般、優遇、最優遇の全申込者を対象に通常の抽選会を行います。優遇と最優遇は同じ抽選確率です。

注意事項

- ・この抽選は、あくまで令和7年度に空き家となった部屋の入居順位を決めるためのものです。
- ・入居できることになった時に、上記の条件を満たさない場合は、本制度の趣旨に沿わないとため通常抽選（優遇申込者）の入居順位が適用されます。（例：生活保護受給開始や所得が0円ではなくったなど）

最優遇申込者の「収入月額が0円」について（控除計算）

控除額の計算		
控除の種類	内 容	控除額
基本的控除	1.同居親族 本人以外の配偶者及び同居親族	38万円×(家族-1) 人
	2.別居扶養親族 別居している扶養親族（合計所得金額が38万円以下の方）	
	3.老人控除対象配偶者及び老人扶養親族 控除対象配偶者及び扶養親族のうち70歳以上の人（合計所得金額が38万円以下の方）	10万円×()人
	4.特定扶養親族 扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人（合計所得金額が38万円以下の方）	25万円×()人
	5.寡婦控除 次の①+②、または③のいずれかに当てはまる場合 ①次のア、またはイに当てはまる方 ア. 夫と死別、または離婚後、婚姻されていない方 夫の生死が不明な方 イ. 非婚母子世帯で現在も婚姻されていない方 ②扶養親族、または生計を一にする子（合計所得金額が38万円以下で、他の方の控除対象配偶者や扶養親族となっていない方に限る）がいる方 ③夫と死別して婚姻していない、又は夫の生死が不明な方で、合計所得金額が500万円以下の方	27万円 (所得金額が27万円未満の場合は当該所得金額)
	6.寡夫控除 次のすべてに当てはまる場合 ①次のア、またはイに当てはまる方 ア. 妻と死別、または離婚後、婚姻されていない方 妻の生死が不明な方 イ. 非婚父子世帯で、現在も婚姻されていない方 ②扶養親族、または生計を一にする子（合計所得金額が38万円以下で、他の方の控除対象配偶者や扶養親族となっていない方に限る）がいる方 ③合計所得金額が500万円以下の方	27万円 (所得金額が27万円未満の場合は当該所得金額)
	7.障がい者 本人、配偶者、扶養親族及び同居親族の中で障がいのある方 身体：3級以下、精神：2級以下、療育手帳：B1以下	27万円×()人
	8.特別障がい者 本人、配偶者、扶養親族及び同居親族の中で障がいのある方（重度の障がい者） 身体：1・2級、精神：1級、療育手帳：A1・A2	40万円×()人

※最優遇申込者の控除は、二重線枠となります。

最優遇申込者の条件② 申し込みの時点で、所得証明書を提出できる方で、収入月額が0円となる世帯を計算するため、まず控除額を計算します。下記例1を参照の上、控除額の計算をしてください。

例1：母（父）親・小学生2人・高校生1人の世帯の控除

同居親族控除	1,140,000 円 (380,000円×3人)
特定扶養親族控除	250,000 円
寡婦（夫）控除	+ 270,000 円
控除合計金額	1,660,000 円

控除金額の計算

同居親族控除額
i (円)

特定扶養親族控除額
ii (円)

寡婦（夫）控除額
iii (円)

障がい者控除額
iv (円)

特別障がい者控除額
v (円)

・控除合計金額
(i + ii + iii + iv + v)

円

最優遇申込者の「収入月額が0円」について（所得計算）

市県民税（所得）証明書

住 所				生年月日	昭和 年 月 日	性 別
氏 名						
年 度	税 日	課 税 標 準 額		市 民 税	県 民 税	年 税 額
平成 年度	市県民税	総 合 **** * 分 隔 **** *		所 得 割 均 等 割	所 得 割 均 等 割	
平成 年分 合計所得金額		¥513,739				
所 得 控 除 の 内 訳						
種 類	年 分	所 得 の 内 訳		配偶者控除	-般	¥0
給 手	内專從	(￥1,163,739)	生命保険料	老人	人	¥0
	所 得	(￥0)	※以下空白※	一般		-
公的年金收入 雜(年金)		(￥513,739)		特定		
		(￥0)		老人	人	¥0
		(￥0)		同老		
				同木		
				特障		¥0
				本人		
				普障		
				他障		
				特障		
				同特		
				基 础 控 除		¥330,000
				所 得 控 除 合 計		¥480,385
備考						

※1：「令和7年度」のもの

※2：年間所得金額

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

沖縄県うるま市長

島袋俊夫

※市長印は黒色の電子公印を使用しています。

最優遇申込者の令和7年度（※1）の「市県民税（所得）証明書」を取得し、年間所得金額を確認します。

・年間総所得金額（※2）

円

最優遇申込者の「収入月額が0円」について（まとめ）

控除合計金額が年間総所得金額を上回る場合は、「収入月額が0円」となります。

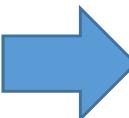
・控除合計金額

円

≥

・年間総所得金額

円



「収入月額が0円」

※注意

上記最優遇申込者の収入月額の計算方法は、ほんの一例です。最優遇申込を希望する方は、表紙の問い合わせ先までご連絡ください。

申込み案内

今回の空家待ち募集については、令和7年9月1日～令和8年3月31日までの期間の空家待ち入居順位を決める募集となります。

1. 申込受付期間

令和7年8月1日（金曜日）～令和7年8月22日（金曜日）
午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝祭日を除く

※申込者不在の団地については、最長で9月25日まで申込期間を延長します。
その際の空家待ち順位は、申込提出書類の確認・審査を行った上で先着順とします。

2. 申込方法と郵送先

最終ページの「入居申込書」に必要事項を正確に記入し必ず封筒に入れて郵送での提出をお願いします。

※締切日の消印有効。封筒の裏には住所氏名を必ず記入すること
※郵便料金の不足がないよう、封筒の大きさや重さを確認して切手を貼ってください。
※郵便料金の不足等があれば受付できませんので、ご注意ください

郵送先 〒904-0203
嘉手納町嘉手納56-1 株式会社レキオス公営住宅課
※特定記録又は速達をお勧めします。

3. 最優遇申込者、優遇申込者に該当する人は、それぞれ証明書の添付が必要です。 最優遇申込者は5ページ、優遇申込者は4ページをご確認ください。

令和7年度 空家待ち追加募集申込者の皆様へ

今回の応募で当選された際の有効期限は
令和8年3月31日までです。

10月の募集に再度応募する事をおすすめします

抽選会及び選考

応募者多数の場合 【抽選の会場と日時】

日 時 令和7年9月1日（月） 午後2時～

場 所 うるま市役所 西棟（旧庁舎） 2階 中会議室
※施設保全課近く

抽選方法と抽選結果について

- ①申込受付期間終了後、申込みした方全員に抽選番号をお知らせする通知を送付します。
(失格者を除く)
- ②抽選会には立会人等が同席し、指定管理者（株式会社レキオス）が抽選を行います。
- ③抽選後、当選・落選に関わらず、抽選結果を申し込みした方全員に通知します。
また、抽選結果はうるま市公式ホームページ及び施設保全課市営住宅係窓口に
翌日以降に掲載予定です。

その他注意事項

ご希望の団地に空きがでたら指定管理者から申込者様へ連絡いたします。その後、
必要書類をご提出いただき、**資格審査後に入居可能です。**その時点で入居資格を
満たしていない方は入居できませんのでご了承ください。

申込み及び入居時の注意

1. 申込者は世帯主を原則とします。

2. 申込みについて

「市営住宅入居申込書」の記入漏れがあると受付できません。
また、申込み期限は厳守ください（申込期間は表紙に記載）。

3. 入居資格について

次のような場合は失格となりますのでご注意ください。

- ① 夫婦別居で申込み、または入居の場合。
- ② 空き家待ち順位決定の通知を受け、決められた日までに入居の手続きを行わなかったとき。
- ③ 申込みをした家族が、同時に入居できないとき、または入居時に増えているとき(出生は除きます)。
- ④ 申込みは1世帯1口に限ります。夫婦のほか、親族、婚約者同士で、それぞれ別々に申込みをした場合、万一、誤って申込みが受付されても、重複申し込みとみなし、全ての申込みを無効とします。
- ⑤ 申込みをした後に、住所を変更して、これを指定管理者（株式会社レキオス）に連絡しなかったとき。
- ⑥ その他申込みに必要な事項に不備がある場合。
- ⑦ 入居予定者のうち、1人でも持ち家を所有している場合。
- ⑧ 本人又は同居者が、暴力団員であることが判明した場合。
- ⑨ 申込み内容が虚偽である場合。
- ⑩ 単身入居申込者が、対象物件以外の団地に申込みした場合。
- ⑪ 優遇申込者で、優遇でなくなった場合（ひとり親で申し込んだが結婚した等）。

4. 今回の募集は空家待ち募集ですので、当選しても入居できない場合があります。

5. 連帯保証人について

入居契約には県内に在住する連帯保証人が必要です。

※連帯保証人は入居者が滞納した場合、入居者に代わって家賃、駐車場使用料、共益費を納入する義務があります。

連帯保証人の条件

- ①沖縄県内（できるだけ本島）在住の方。
- ②団地への同居予定者でない方。
- ③団地に入居していない方（県営住宅、市外の市町村営住宅も含みます）。
- ④現在、公営住宅入居者の保証人でない方（県営住宅、市外の市町村住宅も含みます）。
- ⑤収入が年金のみでない方、及び生活保護費を受給していない方。
- ⑥現在の職場で年収が200万円以上ある方。自営業の場合は所得が130万円以上の方。

※源泉徴収票又は、市町村発行の所得証明書が必要です。

（直近年度のもので交付から3ヶ月以内のもの）

- ⑦年齢が60歳未満の親族で、できるだけ3親等以内の方。

- ⑧市税の滞納がない方

連帯保証人は入居者（家賃滞納者）と同じくらい、支払い義務があるとみなされます。

たとえば、滞納が発生した場合、入居者が払える場合でも、うるま市から直接連帯保証人へ請求することができます。入居した後に滞納すると連帯保証人に大きな迷惑をかけることになりますので滞納しないようにしましょう。

申込み及び入居時の注意（続き）

6. 敷金は、家賃月額の3ヶ月分相当額を入居手続きの際に、納入していただきます。退去時には修繕費等の入居者負担分を控除した後に残額を還付いたします。
7. 家賃・駐車場使用料の納付期限は、毎月末日です。
口座振替の場合は、毎月10日の引落しです。
住宅使用料等の口座振替を推進していますので、入居契約の際には口座振替の手続をお願いいたします。
なお、家賃・駐車場使用料を滞納した場合は、連帯保証人に通知するとともに必要な処分を行います。家賃3ヶ月以上滞納されたときは住宅の明渡しを請求いたします。
8. 万が一滞納に陥った場合、納付者との均衡をはかる為、滞納整理を行いますが、その際必要な書類の調査（入居者並びに連帯保証人）に関し、契約時に同意することを了承していただきます。
9. 家賃は、入居者からの収入申告（毎年7月）に基づき、その収入等に応じて見直しされます。
10. 市営住宅内で、犬、猫、鳩、鶏等の動物を飼うことは禁止です。
(身体障がい者補助犬除く)
11. 入居後は、団地の自治会に加入し、他の入居者や管理人と共に市営住宅の清掃や保全に協力していただきます。また、入居後には別途共益費が発生します。
12. 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはいけません。
(迷惑行為の禁止)
13. 家賃、共益費等の滞納がある場合は、修繕の対応や諸証明の発行をお断りする場合があります。
14. 一度、申込みした団地および間取りは変更できません。
15. 提出された書類は一切お返しきできません。
16. 公営住宅に現在住んでいる方が、他の公営住宅へ住み替えるための申込みは原則として受付できません。（公営住宅とは、県営住宅、市町村営住宅をいう）
17. 上記10～12について、指導等に従わない場合は、退去していただく場合があります。

申込み及び入居時の注意（続き）

○ 駐車場について

- ※入居時に車両をお持ちの方はご相談ください。駐車場使用申請が必要です。
(駐車場整備されていない団地を除く)
- ※使用できるのは原則として各世帯1台です。
- ※駐車場使用料は毎月1,500円です。
- ※駐車場整備されていない団地についても、整備次第、使用料を徴収する予定です。

○ 共益費について

※家賃のほかに、毎月共益費の納付が必要です。必ず納めてください。

※共益費は下記のような団地内の維持管理に使用されます。

- ①電気料（共用部分の電灯、エレベーターや浄化槽、高架水槽の動力）
- ②水道料（居室以外の水道料）
- ③施設の維持（全体清掃費、共同アンテナ管理、共同排水管清掃）
- ④各施設の運転及び保全費用（エレベーター、給水ポンプ等）

月収額の計算方法

入居の収入基準内かどうかの判断及び家賃の算定のために次の方法で計算します。

1. 「収入」とは、ここでは税込総支給額のことをいい、「所得」とは、一定の計算方法で算出した金額をいいます。

- (1) 入居する家族（婚約者を含む）に所得のある方が2人以上いる場合は、それぞれ所得を計算して、それを合算して世帯の所得を出します。
- (2) 申込み締切日後の出生者は、月収額計算の「親族控除」の対象にはなりません。
- (3) 国民年金、厚生年金、恩給、各種共済年金の収入は、月収額計算では給与収入として扱います。
- (4) 所得税法による課税対象とならない次のような収入は、月収額計算の対象にはなりません。
・生活保護の生活扶助、雇用保険、労災保険、休業補償、仕送り、遺族年金、障がい年金等

2. 給与所得の場合

「計算した月収額」とは、次に示す計算方法により、計算した額です。

年間総収入（賞与・諸手当を含む税込みの収入）計算	
就職（勤務）の時期等	年間総収入の計算方法
申込み日現在の勤務先に前年の1月1日以前から引き続き勤務している者	前年の年間総収入金額（市町村発行の所得証明書）
申込み日現在の勤務先に前年に中途就職し、現在まで12ヶ月以上勤務している者	勤務した翌月から12ヶ月の年間総収入金額
申込み日現在の勤務先に前年に中途就職し、現在まで12ヶ月に満たない期間勤務している者	勤務した翌月から、申込み日の前月までの総収入金額をもとに計算した年間推定総収入金額 $\frac{\text{収入証明書記載の総収入金額} - \text{賞与額}}{\text{収入証明書記載の勤務月数}} \times 12 + \text{賞与額}$

3. 事業所得の場合

年間総所得計算	
事業の開始時期等	年間総所得の計算方法
申込み日現在で事業を前年の1月1日以前から引き続き行っている者	(市町村発行の) 所得証明書
申込み日現在で事業を前年中途で開始し、現在まで12ヶ月以上行っている者	事業を開始した翌月から12ヶ月間の年間総所得金額 (年間の収入 - 年間の支出 = 年間の所得)
申込み日現在で事業を前年・今年に中途で開始し、現在まで12ヶ月に満たない者	事業を開始した翌月から、申込み日の前月までの収入と支出をもとに下記の計算による年間推定総所得金額 $\frac{\text{総収入金額} - \text{総支出金額}}{\text{事業を始めた翌月から申込み日の前月までの月数}} \times 12$

月収額の計算方法（続き）

4. 老齢年金、普通恩給については、次の計算方法により年間所得金額を算出してください。

年間総収入金額の区分		年間総所得金額の算定
65歳以上の方	1,200,000円まで	0円
	1,200,001円から 3,299,999円まで	(年金額) - 1,200,000円
	3,300,000円から 4,099,999円まで	(年金額) × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金額) × 0.85 - 785,000円
65歳未満の方	700,000円まで	0円
	700,001円から 1,299,999円まで	(年金額) - 700,000円
	1,300,000円から 4,099,999円まで	(年金額) × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金額) × 0.85 - 785,000円

収入基準早見表

単位:円

年間総収入金額（世帯で目安の金額）						収入基準額 (月額)
現に入居している親族（本人を除く）及び遠隔地扶養親族※給与所得の場合						
0人	1人	2人	3人	4人	5人	
2,043,999 以下	2,583,999 以下	3,127,999 以下	3,663,999 以下	4,135,999 以下	4,611,999 以下	104,000円以下
2,044,000 ～ 2,367,999	2,584,000 ～ 2,911,999	3,128,000 ～ 3,451,999	3,664,000 ～ 3,947,999	4,136,000 ～ 4,423,999	4,612,000 ～ 4,895,999	104,000円越え 123,000円以下
2,368,000 ～ 2,643,999	2,912,000 ～ 3,183,999	3,452,000 ～ 3,711,999	3,948,000 ～ 4,187,999	4,424,000 ～ 4,663,999	4,896,000 ～ 5,135,999	123,000円越え 139,000円以下
2,644,000 ～ 2,967,999	3,184,000 ～ 3,511,999	3,712,000 ～ 3,995,999	4,188,000 ～ 4,471,999	4,664,000 ～ 4,947,999	5,136,000 ～ 5,423,999	139,000円越え 158,000円以下
2,968,000 ～ 3,447,999	3,512,000 ～ 3,943,999	3,996,000 ～ 4,415,999	4,472,000 ～ 4,891,999	4,948,000 ～ 5,367,999	5,424,000 ～ 5,843,999	158,000円越え 186,000円以下
3,448,000 ～ 3,887,999	3,944,000 ～ 4,363,999	4,416,000 ～ 4,775,999	4,892,000 ～ 5,311,999	5,368,000 ～ 5,787,999	5,844,000 ～ 6,363,999	186,000円越え 214,000円以下
年間総所得金額（世帯で目安の金額）						収入基準額 (月額)
現に同居している親族（本人を除く）及び遠隔地扶養親族※事業・給与所得以外の場合						
0人	1人	2人	3人	4人	5人	
1,248,011 以下	1,628,011 以下	2,008,011 以下	2,388,011 以下	2,768,011 以下	3,148,011 以下	104,000円以下
1,248,012 ～ 1,476,011	1,628,012 ～ 1,856,011	2,008,012 ～ 2,236,011	2,388,012 ～ 2,616,011	2,768,012 ～ 2,996,011	3,148,012 ～ 3,376,011	104,000円越え 123,000円以下
1,476,012 ～ 1,668,011	1,856,012 ～ 2,048,011	2,236,012 ～ 2,428,011	2,616,012 ～ 2,808,011	2,996,012 ～ 3,188,011	3,376,012 ～ 3,568,011	123,000円越え 139,000円以下
1,668,012 ～ 1,896,011	2,048,012 ～ 2,276,011	2,428,012 ～ 2,656,011	2,808,012 ～ 3,036,011	3,188,012 ～ 3,416,011	3,568,012 ～ 3,796,011	139,000円越え 158,000円以下
1,896,012 ～ 2,232,011	2,276,012 ～ 2,612,011	2,656,012 ～ 2,992,011	3,036,012 ～ 3,372,011	3,416,012 ～ 3,752,011	3,796,012 ～ 4,132,011	158,000円越え 186,000円以下
2,232,012 ～ 2,568,011	2,612,012 ～ 2,948,011	2,992,012 ～ 3,328,011	3,372,012 ～ 3,708,011	3,752,012 ～ 4,088,011	4,132,012 ～ 4,468,011	186,000円越え 214,000円以下

※所得者が1人の場合で、扶養親族控除だけを対象とし、特別控除は考慮しておりません。

※胎児は、同居・扶養控除の対象とはなりません。

月収額の計算方法（続き）

5. 紹介所得については、次の計算方法により年間所得金額を算出してください。

年間総収入金額	年間総所得金額	
0円～550,999円	0円	
551,000円～1,618,999円	年間総収入金額-550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	$\text{①年間総収入金額} \div 4$ (千円未満の端数を切り捨てた額 : a)	②a×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円		②a×2.8-80,000円
3,600,000円～6,599,999円		②a×3.2-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	年間総収入金額×0.9-1,100,000円	
8,500,000円以上	年間総収入金額-1,950,000円	

例) 年間総収入金額が1,799,999円のとき

① $1,799,999 \div 4 = 449,999$ (千円未満の端数を切り捨てる) ⇒ 449,000円

② $449,000 \times 2.4 + 100,000 = 1,177,600$ 円 ⇒ 1,177,600円が年間総所得金額となる。

※紹介収入のある本人および同居人の所得をひとりずつ計算する。

月収額の計算方法（続き）

6. 年間総所得金額から次の額を控除します。

控除の種類	内容	控除額
基本的控除	1. 同居親族 本人以外の同居者	38万円×（　）人
	2. 別居扶養親族 所得税法の控除を受けている扶養親族	38万円×（　）人
	3. 給与所得者 本人または同居者の中で、過去1年間において給与所得または公的年金等に係る雑所得がある方	上限10万円×（　）人
	4. 公的年金等所得者	所得金額が10万円未満の場合は当該所得金額
その他の控除	5. 老人扶養親族 控除対象配偶者および扶養親族のうち70歳以上の方（合計所得金額が48万円以下の方）	10万円×（　）人
	6. 特定扶養親族 扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方（合計所得金額が48万円以下の方）	25万円×（　）人
	7. ひとり親 本人または同居者のうち、次の①・②・③すべての要件を満たす方 ①婚姻をしていない、または配偶者と離婚・死別・生死不明でその後婚姻または事実婚状態にない方 ②生計を一にする子（合計所得金額が48万円以下で、かつ他の扶養親族になっていない）がいること。 ③合計所得金額が500万円以下の方	上限35万円 所得金額から「3.給与所得者」、「4.公的年金等所得者」の控除を差し引き後、残額が35万円未満の場合は当該残額
その他控除	8. 寡婦 本人または同居者のうち、上記ひとり親に該当せず、事実婚状態にない方で、次の①・②いずれかの要件を満たす方 ①夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族があり、合計所得金額が500万円以下の方 ②夫と死別後婚姻していない方、または夫の生死が不明な方で、合計所得金額が500万円以下の方	上限27万円 所得金額から「3.給与所得者」、「4.公的年金等所得者」の控除を差し引き後、残額が27万円未満の場合は当該残額
	9. 障がい者 本人、配偶者、扶養親族および同居親族の中で障がい者手帳などの交付を受けている方 身体：3級以下、精神：2級以下、療育手帳：B1以下	27万円×（　）人
10. 特別障がい者	本人、配偶者、扶養親族および同居親族の中で障がいのある方（重度の障がい者） 身体：1・2級、精神：1級、療育手帳：A1・A2	40万円×（　）人
※障がい者控除、特別障がい者控除に該当する方は、診断書、手帳の写し、または証明書を添付してください。 ※胎児は同居、扶養控除の対象にはなりません。		(1~10までの控除合計金額)

月収額の計算方法（続き）

〈月収計算例〉 給与所得者が1人、年金受給者が2人の場合

市営住宅に入居しようとする者	続柄	氏名	年齢	職業または学校名	過去1年の収入額	
	本人	山中 太郎	49	会社員	4,300,000	給与所得者
	妻	山中 フジ子	44	無職	0	
	長男	山中 一郎	17	高校生	0	
	長女	山中 久仁子	15	中学生	0	特別障がい1級
	父	山中 芳雄	70	無職	1,100,000	年金受給者
	母	山中 一子	64	無職	900,000	年金受給者

前述した年間総収入金額の計算方法（P15）及び老齢年金等雑所得（P14）の計算表にしたがって「年間総所得金額」を割り出す。

本人/山中太郎

$$4,300,000 \div 4 = 1,075,000 \Rightarrow 1,075,000 \times 3.2 - 440,000 = 3,000,000 \text{ (①)}$$

父 /山中芳雄

（65才以上の老齢年金収入1,100,000までは所得0円）= 0 (②)

母 /山中一子

$$900,000 - 600,000 = 300,000 \text{ (③)}$$

年間総所得金額の合計 = ① + ② + ③ = 3,300,000 ④

次に控除額を計算します。

控除の種類		控除額	
基本的控除	1. 同居親族	380,000円×(5)人	1,900,000円 ⑤
	2. 別居扶養親族		
	3. 給与所得者	上限100,000円×(2)人 所得金額が100,000円未満の場合は当該所得金額	(本人) 100,000円 ⑥ (母) 100,000円 ⑦ (父) 芳雄は年金所得0のため当該控除は0
	4. 公的年金等所得者		
その他の控除	5. 老人扶養親族	100,000円×(1)人	100,000円 ⑧
	6. 特定扶養親族	250,000円×(1)人	250,000円 ⑨
	7. ひとり親	上限 350,000円 所得金額から「3.給与所得者」、「4.公的年金等所得者」の控除を差し引き後、残額が35万円未満の場合は当該残額	該当者なし ⑩
	8. 寡婦	上限 270,000円 所得金額から「3.給与所得者」、「4.公的年金等所得者」の控除を差し引き後、残額が27万円未満の場合は当該残額	該当者なし ⑪
	9. 障がい者	270,000円×(0)人	該当者なし ⑫
	10. 特別障がい者	400,000円×(1)人	400,000円 ⑬
	⑤から⑬までの控除額の合計		2,850,000円 ⑭

$$(\boxed{④ 3,300,000円} - \boxed{⑭ 2,850,000円}) \div 12 = \boxed{37,500円}$$

月収額の計算方法（続き）

＜月収計算シート＞（月収計算用にご使用ください）

実際に月収をあてはめて計算してみましょう

市営住宅に入居しようとする者	続柄	氏名	生年月日	年齢	職業または学校名	過去1年の収入額	年間総所得金額
年間総所得金額の合計						①	

基本的控除	控除の種類	控除額		
	1. 同居親族	380,000円 × () 人		
その他の控除	2. 別居扶養親族			
	3. 老人控除対象配偶者 及び老人扶養親族（70歳以上）	100,000円 × () 人		
	4. 特定扶養親族	250,000円 × () 人		
	5. 寡婦控除	270,000円 所得額が27万円未満の場合は当該所得額		
	6. 寡夫控除	270,000円 所得額が27万円未満の場合は当該所得額		
	7. 障がい者	270,000円 × () 人		
	8. 特別障がい者	400,000円 × () 人		
	②～⑧まで該当する金額と合計			
収入年額 ① - ⑨			⑩	
収入月額 ⑩ ÷ 12				

空家待ち募集団地一覧表

団地名	棟名	階数	間取り	車椅子 住宅	令和6年度の家賃	建設 年度	管理 戸数	前年申 込者数
東山団地	1号棟	3階建	3LDK		16,700 ~ 24,900	S60	12	8
	2号棟	3階建	3LDK		16,700 ~ 24,900	S60	12	
	3号棟	3階建	3LDK		17,000 ~ 25,300	S61	12	
	4号棟	3階建	3LDK		17,000 ~ 25,300	S61	12	
	5号棟	3階建	3LDK		17,200 ~ 25,600	S62	12	
	6号棟	3階建	3LDK		17,200 ~ 25,600	S62	12	
	7号棟	3階建	3LDK	4戸	17,500 ~ 26,000	S63	12	
	8号棟	3階建	3LDK		17,700 ~ 26,400	H1	12	
	9号棟	3階建	3LDK		17,700 ~ 26,400	H1	12	
	10号棟	3階建	3LDK		17,900 ~ 26,700	H2	18	
	11号棟	3階建	3LDK		18,200 ~ 27,100	H3	12	
	12号棟	3階建	3LDK		18,200 ~ 27,100	H3	12	
平安座団地	1号棟	2階建	3LDK		18,600 ~ 27,700	H2	4	0
	2号棟	2階建	3LDK		19,500 ~ 29,100	H5	4	
	3号棟	2階建	3LDK		19,800 ~ 29,500	H8	4	

団地所在地

東山団地 …石川東山1丁目2番地

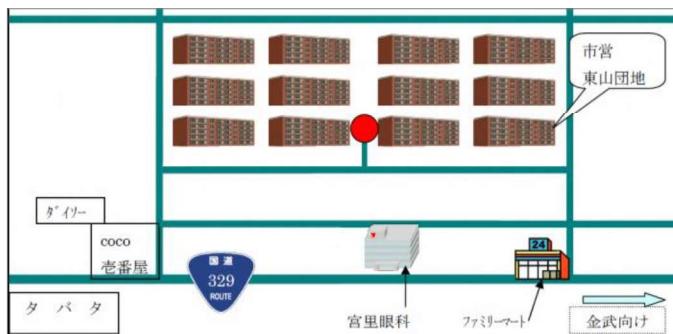
平安座団地 …与那城平安座8147番地

団地別学校区

団地名	小学校	中学校
東山団地	宮森小学校	石川中学校
平安座団地	彩橋小中学校	彩橋小中学校

市営住宅の案内図

東山団地



平安座団地



応募方法について

1. 「市営住宅入居申込書」は例を参考にして記入してください。
2. 申込みの前に記入漏れや記入の誤りがないか確認してください。
3. 「市営住宅入居申込書」を封筒に入れて
8月1日（金）～ 8月22日（金）までに下記へ郵送してください。
6. 郵送料金は封筒の大きさや重さによって異なりますので、郵送の際は郵便局窓口にて行うことをお勧めします。

※最優遇申込者及び優遇申込者は該当する証明書を添付してください。
(添付されていない場合は、一般申込み扱いとします。)

提 出 先
〒904-0203
嘉手納町嘉手納56-1
株式会社レキオス 公営住宅課

お問合せ
株式会社レキオス 公営住宅課

098-943-0309

このしおりをひと通りお読み頂いた後で、手元に置いてお電話ください

申込書のマイナンバー利用について

個人番号（マイナンバー）の提供について

個人番号（マイナンバー）を行政手続きの際に提供することで、情報連携（※）により従来は申込者が提出していた添付書類の情報をうるま市が取得し、申込者は添付書類の提出を省略することが可能です。

なお、市営住宅申込書に個人番号の記載または同意欄の□が無い場合は、従来どおり必要な添付書類を申込者が提出いただく必要があります。

※情報連携とは・・・他の行政機関や他の部署から専用のネットワークシステムを用いて情報を取得し、行政手続きの際に一部の添付書類の提出を省略可能とするための仕組みです。

市営住宅申込書への個人番号の記載について

市営住宅申込書の「※1 申込者の個人番号」、「※2,※3 市営住宅に入居しようとする者の個人番号」については、次の内容をご確認ください。

※1 市営住宅申込書の「申込者」欄に個人番号を記載した場合

①窓口で市営住宅申込書を提出する場合 ⇒ 下記の書類を持参ください

②郵送で市営住宅申込書を提出する場合 ⇒ 下記の書類のコピーを同封ください

番号確認書類（いずれか1つ）
(申込者の個人番号を確認できる書類)
●個人番号カードの裏面
●通知カード
●住民票の写し又は住民表記載事項証明書 (個人番号の記載があるものに限ります。)
等のうちのいずれか1つ

身元確認書類（いずれか1つ）
(記載した個人番号の持ち主であることを確認できる顔写真付きの書類（身分証明書）)
●個人番号カードの表面
●運転免許証
●パスポート ●在留カード
等のうちのいずれか1つ

申込書のマイナンバー利用について(続き)

※2・※3 市営住宅申込書の「市営住宅に入居しようとする者」の個人番号について

※1 個人番号を記載した場合は、情報連携同意欄の□の有無に関わらず、添付書類の情報を情報連携によりうるま市が取得しますので、申込者からの添付書類（※4）の提出は不要です。

※2 個人番号通知カード等の紛失により、個人番号が分からぬが、添付書類の省略を希望する場合は、個人番号は記載せずに情報連携同意欄に□してください。うるま市が個人番号を取得し情報連携により添付書類の情報を取得しますので、申込者からの添付書類（※4）の提出は不要です。

※3 個人番号の記載、情報連携同意欄の□のいずれもない場合は、情報連携により添付書類の情報を省略することができませんので、必要な添付書類を申込者が窓口へ提出又は郵送してください。

※4 不要となる添付書類は所得証明書（所得証明書の情報連携を希望する場合は、裏面の同意書も併せて記載ください）・住民票・障害手帳・療育手帳・生活保護受給証明書に記載されている情報です。それ以外に必要な添付書類がある場合は、申請者が提出いただく必要があります。